

第42回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成23年1月17日（月）午前10時38分～午後12時16分

2 場 所 大阪市役所地下1階 第10会議室

3 出席者

(1) 委員 加藤委員、高橋委員、高室委員、難波委員、花田委員、馬場委員、
松村委員、吉川委員

(2) 事務局 経済局：篠原商業立地担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「（仮称）フォレオ ドーム前」〔新設〕

(2) 「マルヤス都島店」〔新設〕

(3) 「（仮称）ライフ土佐堀店」〔新設〕

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「（仮称）フォレオ ドーム前」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、

周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められるよう要望する。

- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、犯罪や非行の防止等においても地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められるよう要望する。
- ・ 予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うことが望ましい。特に深夜の営業に関しては、静穏な生活環境の保持を求められることに留意しなければならない。
- ・ 交通にかかる配慮として大阪ドームシティ開発協議会等の場を通じて、来店客による公共交通機関の利用促進に取り組むなど、周辺道路の交通状況に応じ岩崎橋地区全体として適切な誘導等の検討を継続的に行なわれるよう要望する。

② 「マルヤス都島店」

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められるよう要望する。
- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、入庫待ち車両による渋滞等周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、駐車場の適正な運用を図るなど、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められるよう要望する。
- ・ 予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うことが望ましい。

- ・ 通学等の歩行者や自転車が来客車両入口等を横切る際に交錯するおそれがあるので、来客車両入口と、開発道路と市道の接道部分の2か所に交通整理員を適宜配置して、通行の安全性を確保する配慮の徹底に努められるよう要望する。
- ・ 駐車場内及び出入口においては入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線を分離することにより円滑な出入庫や駐車が可能となるよう配慮することが必要である。この際、歩行者等の安全についても配慮に努められるよう要望する。

③ 「(仮称) ライフ土佐堀店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められるよう要望する。
- ・ 店舗西側駐輪場及び歩道における交通安全対策として、交通整理員等を適宜配置し駐輪場の整理整頓及び交通誘導を行うなど、歩行者及び自転車来店者等への安全確保に努められるよう要望する。
- ・ 予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うことが望ましい。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 届出要約書

資料4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について（報告）

資料5 マルヤス都島店及び（仮称）ライフ土佐堀店の新設の届出に対する住民等意見書の概要

資料6 住民等意見書に対する設置者の回答

7 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当

（電話） 06-6615-3784